全教職員対象　服務研修（教職員夏季研修）

令和６年８月２２日（木）、市内小・中学校の全教職員を対象に、わいせつ行為等の防止に係る服務規律研修を行いました。この研修は、令和３年度、５年度と本市の教員の１８歳未満の少女へのわいせつ行為による逮捕を受け、教職員として「自分が加害者とならない」「自分の職場で加害者を生まない」という意識を醸成するために行いました。

講師は大阪大学名誉教授で、一般社団法人もふもふネット代表理事をされている藤岡　淳子先生です。「子どもたちを性暴力から守るために」をテーマに、「性暴力の理解と対応の基礎」、「教職員の性的不正行為について」、「『思考の誤り』とその修正」「子どもたちの安全と安心を創る」の４つの柱で話をしていただきました。

【参加者の感想等から】

○不祥事を起こしてしまうまでに４つのバリアがあること、教員はその中でも３の外的バリアなどの障壁が低くなるため、個人はともかくチーム学校として気をつけていかないといけないことが印象に残りました。

○性暴力や不祥事は誰でもする可能性があるということ。「思考の誤り」の中の類型を見た時に、「自分に当てはまることは本当にないのか」という視点で見ていきました。常に自分事として考えていきたいです。

○思考の誤りごとに、名前をつけていく活動では、「こんなこと思うなんて…」と思考の過程にとても驚きました。思考の誤りを誤りだと気づくためには、このような研修を重ねていくことが大切だと思いました。

○”問題を否定せずに向き合う”という事の重要さを再認識しました。性問題も勿論ですが、この事は、日々の生活の中でも色々な場面で考えていかなければいけないし、常に自分の中にもっていなければいけない事だと思いました。

○自身の考えを言うだけの対話ではなく、自分の考えを伝えたうえで視点を変えられたり、もう一歩先を見据えて話したりすることが大切だということが印象に残りました。人権やSNSの使い方など包括的セクシュアリティ教育を今後保健指導や保健教育で実践したいと思いました。

○勤務中だけではなく、日常生活の中でも教育職員として意識した行動をとる必要があると思いました。ストレスをためないような生活を心掛け、仕事と休日、家庭生活のメリハリを付けながら過ごしていきたいと思います。併せて、小さなことでも相談ができる職場環境を全職員でつくっていくことも必要だと感じました。

○藤岡先生のお話を聞いて、当然のことながら自分が見ている世界が全てではないのだと改めて認識しました。教員以外の仕事をされている人の意見も取り入れ、視野を広げていきたいです。

○今以上に〝教職に就いている〟という自覚を持ってら子どもたちと真摯に向き合っていきたいと思います。

教職員同士が互いに考えを伝え合い、かかわり合う職場は、子ども達にとっても安全安心な場となっていきます。今回の研修は、会場に廿日市の教職員が一堂に会し、児童生徒のことを考えながら「教職員としての自覚」をチームとして再認識していくという有機的な効果も期待した研修でした。